

## 海外療養費支給申請必要書類

① 国民健康保険療養費支給申請書

- ・申請者は世帯主になります

② 診療内容明細書とその翻訳文

- ・診療内容明細書は、担当医に記入・署名を依頼してください
- ・診療月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ記載
- ・なるべく詳細に記載してください(特に傷病名、疾病分類番号は必ず記載してください)
- ・日本語の翻訳文を添付してください(翻訳者の住所・氏名の記入・押印が必要)

③ 領収明細書とその翻訳文

- ・領収明細書は、担当医に記入・署名を依頼してください
- ・診療月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ記載
- ・なるべく詳細に記載してください(特に通貨単位は必ず記載してください)
- ・日本語の翻訳文を添付してください(翻訳者の住所・氏名の記入・押印が必要)

④ 海外の医療機関に全額治療費を支払った領収書(原本)

- ※領収印が必要です

⑤ 調査に関わる同意書

⑥ 渡航確認書類(パスポート、旅券、航空券、査証などの写し)

⑦ 被保険者証・高齢受給者証

⑧ 振込先口座を確認できるもの(通帳等)

⑨ マイナンバー関係書類

○その他

- ・海外療養費の支給対象となるのは、その治療が日本国内での保険診療として認められた治療に限ります
- ・治療目的の渡航は支給対象になりません
- ・国保税に滞納がある場合は支給できません
- ・海外療養費の額は、日本国内の保険医療機関等で同様の傷病を治療した場合にかかる治療費を基準(標準額)として、支払った金額と比較し安価な方を支給します
- ・支給決定には、概ね3~4か月程度の時間がかかります